

令和7年4月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和7年4月総会議事録

1 日 時 令和7年4月15日(火) 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件 議 案

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (2件)
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について (1件)
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (2件)
- 第4号 農用地利用集積計画及び農地利用集積等促進計画の承認について
(利用権9件・農地中間管理事業に係る利用権4件)

報告事項

- 1 土地現況証明報告(非農地証明) (1件)
- 2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの(合意解約)
(6件・農地中間管理事業に係る合意解約5件
・農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者の変更5件)

3 その他

- ・次回総会 5月15日(木) 午前9時30分から 市役所4階会議室
- ・現地調査 5月1日(木) 予定
- ・農地利用最適化推進地区別会議
 - 三隅地区 4月22日(火) 午前10時から 三隅支所
 - 長門地区 4月22日(火) 午後2時から 市役所3階会議室
 - 油谷地区 4月24日(木) 午前10時から ラポールゆや
 - 日置地区 4月24日(木) 午後2時から 日置農村環境改善センター

4 出席委員(16人:議席順)

- | | | |
|--------------------|------------|-----------|
| 1番 岡藤 英雄 | 2番 村岡 清美 | 3番 岡島 史真 |
| 4番 西村 志おり | 5番 大田 寛治 | 6番 河野 八千代 |
| 7番 中野 晴人 | 9番 末永 恵子 | 10番 高林 司 |
| 12番 木村 友則 | 13番 名和田 栄治 | 14番 林 弘幸 |
| 16番 木村 正雄 | 17番 大汐 光晴 | |
| 18番 深水 一男(会長職務代理者) | | |
| 19番 大野 耕作(会長) | | |

5 欠席委員（3名）

8番 山近 洋祐

11番 林 一志

15番 大田 裕美

6 農業委員会事務局職員

事務局長 角谷 隆士

事務局長補佐 坂倉 幸三

書記 秋本 佑美

7 会議の概要

議 長
(会長)
挨拶

令和7年4月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議 長

本日の付議事項は、議案4件、報告事項2件でございます。

慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、3月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議 長

それでは、ただ今から令和7年4月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は19名です。本日の出席委員は16名、欠席委員は3名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

7番、中野晴人委員、9番、末永恵子委員、よろしく願いをいたします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。

農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和7年4月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は2,051㎡、ほか1筆。

合計面積は、2,724㎡。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、譲渡人の要望に応じることとした。譲渡人

は、自身では管理できないため、現在の耕作者に譲渡したい。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び2ページをご覧ください。●●から南南東へ約1.2kmに位置する農地です。

また、3ページから4ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続き、当地区担当、16番、木村委員、補足説明をお願いいたします。

16番

16番、担当の木村正雄です。

4月3日、大野会長、野中推進委員、事務局の方と私で現地調査をいたしました。

譲渡人の●●さんは、現在耕作管理をされている、譲受人の●●さんと長年、利用権設定を結ばれて、現在に至っております。今後のことを話し合われ譲渡したいということで、今回の申請に至ったということです。

何ら問題はないと思いますので、皆様方の慎重審議のほど、よろしく願いをいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
続きまして、番号2について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。
番号2。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は315㎡、ほか2筆。

合計面積は、1,054㎡。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、譲渡人から住宅をもらい受けるにあたり、近隣にある畑と一緒に譲り受けて耕作したい。譲渡人は、別の場所に住んでいるので管理が難しく、空き家と一緒に譲りたい。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び5ページをご覧ください。●●から北東へ約1.6kmに位置する農地です。

また、6ページから7ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明をいたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全て

を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続き、当地区担当の16番、木村委員、補足説明をお願いいたします。

16番

16番、木村正雄です。

4月3日、大野会長さん、先野推進委員、事務局2名と私で現地調査をいたしました。

申請地は、●●地区です。

譲受人の●●さんが空家を求めるにあたって、空家所有者の●●さんから、住宅周辺の畑も一緒に譲りたいという申出があったそうです。

空家は、譲渡人の●●さんのご実家です。

家のすぐ隣の畑は、周囲をトタン板で囲まれていて、家庭菜園の跡が見受けられました。少し離れた場所にある畑には柿の木が植えられて、下草を刈って管理されておりました。

皆様の慎重審議を、よろしく願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件を、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。2ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和7年4月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。
番号1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿が田、現況は雑種地、台帳面積は889㎡、ほか1筆。

行為をする面積は、全体面積1,588㎡に対して、同じく1,588㎡。

申請人は、●●▲▲番地、●●さん。

転用の目的は、資材置場です。

理由としまして、現在の資材置場は遠く不便であるため、現場から近く移動の無駄がなく経済的であるため、申請地を資材置場としたい。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び8ページをご覧ください。●●から南西へ約1.4kmに位置する農地です。

また、9ページには公図、10ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」7ページ左下をご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、(3)農用区域内の農地以外で、甲種農地を含む第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、第2種農地となります。申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することはできないと認められるため、転用許可可能であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」11ページから12ページをご覧ください。なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1)農地転用の確実性です。まず、アの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金による対応ということで、預金通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後直ちに完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2)被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により農業用排水路以外の水路に放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

最後に(3)農業上の効率的かつ総合的な利用の確保ですが、今回の転用により地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれはないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第4条第6項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、本案件は無断転用案件であり、平成19年4月頃、農地転用許可申

請をすることなく転用を行ったものです。申請者からは農地法について不確知であったこと、今後農地法を遵守する旨の始末書が長門市農業委員会会長宛てに提出されております。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続き、当地区担当の11番、林委員が補足説明をするところですが、本日は欠席でございますので、私の方から説明をさせていただきたいと思っております。

4月3日、事務局、林委員、磯部推進委員と私で現地調査を行いました。

現地は、●●地区の●●の少し手前、国道▲号線を●●市に向かっていく道沿いで、●●と隣接した場所でございます。

事務局から説明がありましており、本案件は無断転用で、現地に資材が置かれておりましたが、この度、始末書の提出をされております。

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件を、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。3ページをご覧ください。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和7年4月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目については登記簿、現況ともに田、面積は246㎡。

譲受人は、●●市●●▲▲番地、有限会社●●、代表取締役●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

転用の目的は、駐車場です。

理由としまして、譲受人は、申請地から県道を挟んだ向かいに当社が保有する保養施設があり、施設利用時の駐車場が不足するため、申請地を取得して駐車場を整備することとした。譲渡人は、譲受人の申し出を受け、譲渡することとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 12 ページをご覧ください。●●から東へ約 3.5km に位置する農地です。

また、13 ページには公図、14 ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」7 ページをご覧ください。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地ですが、現在、除外の申請中です。

除外後の農地の区分ですが、左下 (3) 農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない、第 2 種農地となります。申請に係る農地等に代えて周辺の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められるため、転用許可可能であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」11 ページから 12 ページをご覧ください。なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、預金通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 2 箇年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、農業用排水路に排出し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

最後に (3) 農業上の効率的かつ総合的な利用の確保ですが、今回の転用により地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずるおそれはないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

- 議 長 引き続き、当地区担当 3 番、岡島委員、補足説明をお願いいたします。
- 3 番 3 番、担当の岡島です。
2 月 4 日、大野会長、元永推進委員、事務局と私で現地を確認いたしました。
現地は、●●前の県道を挟んだ向かい側にある●●の保養施設の横で、ここは一昨年に建てられましたが、駐車場が不足しているとのこと。
事務局の説明のとおりで、許可後すぐに工事に着手したいとのこと、皆様の慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)
- 議 長 質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)
- 議 長 挙手多数であります。
よって、本件は山口県農業会議に意見を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。
続きまして、番号 2 について事務局の説明を、お願いいたします。
- 事務局長 それでは、説明をいたします。
補佐 番号 2。
土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目については登記簿、現況ともに田、面積は 760 m²、ほか 1 筆。
全体面積は、1,091 m²。
譲受人は、●●市●●▲▲番地▲、株式会社●●、代表取締役●●さん。
譲渡人は、●●▲▲番地、●●さん。
権利の種類は、所有権の移転です。
転用の目的は、宅地造成です。
理由としまして、譲受人は、宅地の需要が見込めるため、住宅用地を造成する。譲渡人は、譲受人の申し出を受け、譲渡することとした。
申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 15 ページをご覧ください。●●から南南西へ約 1km に位置する農地です。

また、16 ページには公図、17 ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」7 ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、上段(2)ウに都市計画法第8条第1条第1項に規定する用途区域が定められていることとあります。申請地は準住居地域に指定されており、原則として転用が認められる第3種農地に該当します。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」11 ページから12 ページをご覧ください。なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、預金通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から2箇年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、溜枡及び側溝を介して道路側溝に排出し、汚水については公共下水道に放流するため、特に問題はないと考えます。

最後に(3) 農業上の効率的かつ総合的な利用の確保ですが、今回の転用により地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずるおそれはないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続き、当地区担当8番、山近委員は本日欠席をされておりますので、私、19番の大野が補足説明をいたします。

4月3日、山近委員、村田推進委員、事務局と私で現地確認を行いました。

現地は、●●のすぐ横で、道路、水路、集合住宅に囲まれており、事務局の説明のとおりで、何も問題はないと思われま。

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画の策定について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。4 ページをご覧ください。

議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画の策定について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を策定することについて、意見を求める。

令和 7 年 4 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

令和 7 年 5 月 1 日の公告となります。

従来の通常の利用権設定に相当する一括方式と、従前からの二段階方式による中間管理事業に係る利用権設定の 2 つとなっております。

まず、一括方式による利用権設定です。

賃貸借は、油谷地区が、2 件 3 筆の 6,074 m²となります。

使用貸借については、三隅地区が、1 件 1 筆の 1,144 m²。日置地区が、6 件 19 筆の 36,785 m²。

合算しますと、三隅地区が、1 件 1 筆の 1,144 m²。日置地区が、6 件 19 筆の 36,785 m²。油谷地区が、2 件 3 筆の 6,074 m²。

合計が、9 件 23 筆の 44,003 m²となります。

詳細につきましては、5 ページから 6 ページをご覧ください。

次に、7 ページからの二段階方式による利用権設定です。

賃貸借ですが、三隅地区が、1 件 1 筆の 2,488 m²。長門地区が、2 件 3 筆の 4,328 m²。日置地区が、1 件 2 筆の 5,696 m²。

合算すると、4 件 6 筆の 12,512 m²となります。

詳細につきましては、8 ページから 9 ページをご覧ください。

中間管理事業法第 18 条第 5 項に定めてあります、計画の内容が基本方針等に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事すること等の計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等、また、議案全体についての質問、ご意見等がございましたら、挙手の上、ご

発言をお願いいたします。

(補足説明、意見、質問なし)

議長 質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件に同意することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長 挙手多数であります。
よって、本件は、同意することに決定をいたしました。
議事については、以上となります。
引き続きまして、報告事項に入ります。
報告事項1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、説明に入らせていただきます。10 ページをご覧ください
と思います。
報告事項1、土地現況証明報告でございます。
番号1。
土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、登記地目は田、面積は 699
㎡、ほか4筆。
申請者は、●●市●●▲▲番地▲、●●、●●支局、●●さんです。
令和7年4月3日に、会長、林委員、磯部推進委員及び事務局とで現地
を確認いたしました。
現地は山林化、宅地化等しておりまして、農地としての再生利用が困難
な状況であったことから、同日付けで非農地として証明をしております。
報告事項1については、以上でございます。

議長 ただ今、事務局より、報告事項1についての説明がございましたが、よ
ろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議長 続きまして、報告事項2の説明を、お願いいたします。

事務局長 それでは、説明をいたします。11 ページから12 ページをご覧ください
と思います。
報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知を受理したものを。

通常の利用権設定に係る合意解約でございます。

番号1。

通知者ですが、貸付人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

借受人は、●●▲▲番地、●●さん。

土地の所在は、大字●●字●●▲▲番▲、地目は田、面積は 1,440 m²、ほか2筆。

令和7年1月30日に合意解約しております。

ほか5件の合意解約となります。

続きまして、13ページをご覧いただけたらと思います。

農地中間管理事業に係る合意解約でございます。

番号1。

通知者ですが、貸付人は、●●市●●区●●▲丁目▲番▲号、●●さん。

借受人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、公益財団法人●●。

転借人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

土地の所在は、大字●●字●●▲▲番、地目は田、面積は 1,591 m²、ほか3筆。

令和7年2月20日に合意解約をしております。

ほか4件の、合意解約となります。

続きまして、14ページから15ページをご覧いただけたらと思います。

農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者変更でございます。

番号1。

通知者ですが、旧転借人は、●●▲▲番地、農事組合法人●●。

新転借人は、●●▲▲番地、株式会社●●。

土地の所在は、大字●●字●●▲▲番、地目は田、面積は 3,107 m²、ほか17筆。

契約期間は、令和7年6月27日から令和18年11月30日となっております。

ほか4件の、耕作者変更となります。

報告事項2については、以上となります。

議長

ただ今、事務局より報告事項2について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議長

報告事項は、以上となります。

続きまして、事務連絡等がありましたらお願いをいたします。

事務局長
補佐

それでは、事務連絡をいたします。

次回の農業委員会定例総会ですが、令和7年5月15日、木曜日、9時30分から、長門市役所本庁4階会議室で開催いたします。

なお、現地調査につきましては、5月1日、木曜日を予定しております。

該当する委員の皆様には、後日、事務局から集合時間等の連絡をいたしますので、ご立会をよろしく願いいたします。

また、農地利用最適化推進地区別会議を開催いたします。

三隅、長門地区は、4月22日、火曜日、午前10時から三隅地区、午後2時から長門地区。油谷、日置地区につきましては、4月24日、木曜日、午前10時から油谷地区、午後2時から日置地区となります。ご参加のほど、よろしく願いをいたします。

事務連絡につきましては、以上となります。

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
お疲れでございました。

終了時間 午前10時18分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和7年4月15日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 中 野 晴 人

議事録署名委員 末 永 恵 子